辺野古への米軍基地新設のための本格工事の着手に抗議する声明

沖縄で、号外で報道されたところによると、2015 年 10 月に、「米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設計画で、沖縄防衛局は 29 日午前 8 時、埋め立て本体工事に着手した。翁長雄志知事による埋め立て承認の取り消しに対し、28 日に国土交通相がその効力を止める『執行停止』を決定した上で、着工に踏み切った。中断していた海底ボーリング（掘削）調査も、再開した。」。これは、法の外被をまとった暴挙であり、憲法の原則と精神を踏みにじり、沖縄の人々の「平和のうちに生きる権利」を否定するものである。

われわれ、日本国憲法の原則と国際連合憲章の精神を現実のうちに生かすことを求める法律家団体である日本国際法律家協会は、安倍自公政権の不合理・不必要・不条理な決定とその執行に抗議し、速やかに名護市辺野古の海水面を含む現地における米軍基地建設のための工事の停止と関係者の退去を求める。

2015 年 10 月 30 日
日本国際法律家協会
会　　長　　大　熊　政　一
事務局長　　長谷川　弥　生